

2010年10月25日

九州工場が福岡県から第1号の汚染土壌処理業許可を取得
～改正土壌汚染対策法に対応～

三菱マテリアル(株)(東京都千代田区、取締役社長:矢尾 宏、以下「三菱マテリアル」)の九州工場(苅田地区:セメント製造)では、今般、これからの三菱マテリアルの成長戦略の中核に位置付けられているリサイクル事業への取り組みの一環として、平成22年4月1日に施行された改正土壌汚染対策法(以下「改正土対法」)に基づく汚染土壌処理業の許可を福岡県より第1号として取得いたしました。

土壌汚染対策法は、汚染された土壌を直接摂取したり、汚染された土壌から有害物質が溶け出した地下水を飲用したりすることによって、人の健康に影響が及ぶことを防止するため、平成15年に施行されました。しかしながら、近年、自主調査等による法に基づかない土壌汚染発見事例の増加や、処理方法の多くを占める掘削除去での汚染土壌の外部搬出に伴う二次汚染リスクなども危惧されていました。これらのリスクを抑制するため、改正土対法が施行され、土壌汚染区域(規制対象区域)から搬出された土壌を適正処理するための汚染土壌処理業の許可制度が新設されました。この処理施設には、埋立処理施設、浄化等処理施設、分別等処理施設及びセメント製造施設があり、改正土対法施行以後、全国で39施設が許可を取得しております(平成22年9月末現在)。

今回の九州工場(苅田地区)での汚染土壌処理業の許可取得は、セメント製造施設としては全国で2番目であり、西日本としては初の取得となります。セメント工場でのリサイクルの特長は、1,450度という超高温での焼成プロセスを経るため、通常は処理が困難な廃棄物も原料や熱エネルギー代替として大量に活用でき、重金属等で汚染された土壌も原料の代替として、安心・確実に処分できる点にあります。したがって改正土対法においてもセメント製造施設での許可取得は多くのお客様からの強いご要望をいただいております。

今回許可を取得した九州工場(苅田地区)は、日本最大のセメント工場として、5基のセメント焼成炉(ロータリー・キルン)を擁し、最終処分を必要としない大規模なリサイクル施設として、1989年以降、21年間に亘り、多種・大量の廃棄物を安定的に処理してまいりました。今回の許可取得により、規制対象区域の汚染土壌の大量処理も可能となり、三菱マテリアルのリサイクル事業の拠点施設として、これまでも増して皆さまのお役に立ち、循環型社会の実現に貢献してまいりたいと考えております。

【汚染土壌処理業の許可内容】

許可発行元	福岡県
許可年月日	平成22年10月8日
汚染土壌処理施設の種類	セメント製造施設(焼成)
同施設の処理能力	2,000t/d(24時間)
同施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態	1. 受け入れられる特定有害物質 カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物 2. 受け入れられる特定有害物質の汚染状態 濃度の上限値なし

【九州工場(苅田地区)の概要】

所在地	福岡県京都郡苅田町松原町12番地
生産能力	月産620,000t
主要設備	焼成炉(ロータリー・キルン) 5基
受け入れ可能な産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等(以上3品目については自動車等破砕物を含む。)、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、銧さい、がれき類、ばいじん 以上15品目



九州工場(苅田地区)

以上